

附 則

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成15年熊本県条例第64号）附則第5項第1号中「特地勤務手当（給与条例第14条の3の規定による手当を含む。）」とあるのは、「へき地手当（熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例（昭和46年熊本県条例第4号）第5条又は第6条の規定による手当を含む。）」とする。

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第50号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の給与に関する規則（昭和32年熊本県規則第38号）の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。
別表1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区分	号 給	給 料 月 額	号 給	給 料 月 額
		円		円
再任用職 員以外の 職員	1	128,100	26	284,600
	2	131,900	27	290,100
	3	136,000	28	295,400
	4	140,700	29	300,700
	5	145,500	30	305,600
	6	151,500	31	310,200
	7	157,500	32	325,500
	8	165,000	33	333,000
	9	171,800	34	340,000
	10	177,700	35	347,000
	11	183,700	36	353,100
	12	189,600	37	359,200
	13	195,400	38	365,100
	14	201,200	39	370,700
	15	207,200	40	376,000
	16	213,400	41	380,900
	17	226,300	42	385,400
	18	233,200	43	389,800
	19	240,100	44	394,000
	20	247,200	45	397,200
	21	253,900	46	403,100
	22	260,700	47	406,500
	23	267,300	48	409,900
	24	273,500	49	413,300
	25	279,200	50	416,700
再任用 職 員	228,500			

別表4を次のように改める。
別表第4（第5条関係）

調 整 基 本 額 表

職員の 区 分	号 給	調 整 基 本 額
再任用職 員以外の 職員	1	5,764円
	2～7	5,900
	8～10	7,400
	11～13	8,000
	14～16	8,600
	17～31	9,200
	32～50	10,200
再任用 職 員	8,600	

備考 この表中「2～7」等とあるのは、「2号給から7号給までの号給」等を示す。

附 則

- この規則は、平成15年12月1日から施行する。
- この規則の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条件（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年11月28日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第51号

熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成2年熊本県規則第54号）の一部を次のように改正する。

別表中「25号給」を「24号給」に改める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。